

令和3年 第2回定例会  
産業文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和3年第2回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和3年6月4日  
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	河野 龍二	副委員長	八木 亮三
委員	西田 健	委員	浦川 圭一
委員	中村 美穂	委員	吉岡 清彦
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 富永 正彦

説明のため出席した者

建設産業部長 山口 新吾  
(土木管理課)

課長 山崎 昇  
(都市計画課)

課長 山崎 禎三  
技師 吉村 尚倫  
(産業振興課)

課長 川内 佳代子  
係長 島 典明

(農業委員会)

局長 福本 美也子

教育次長 山本 昭彦  
(教育総務課)

課長 森本 陽子  
主任 高橋 大輔

(学校教育課)

課長補佐 木須 美樹

課長補佐 田中 廣幸

課長補佐 前田 将範

課長補佐 畑中 隆徳  
主任 藤野 亮

係長 森 雅之

教育委員会理事 田中 真

課長補佐 峰 修子

本日の委員会に付した案件

議案第37号 令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）

開 会 9時28分

閉 会 11時56分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達していますので、本日の産業文教常任委員会を開会いたします。令和3年第2回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第37号令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）の産業文教常任委員会所管分の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆様おはようございます。それでは議案第37号令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）の建設産業部所管の補正予算につきまして、各所管課長より説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（河野龍二委員）

産業振興課、川内課長。説明を求めます。

○産業振興課長（川内佳代子君）

皆様おはようございます。それでは議案第37号令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）産業振興課所管分につきまして御説明を差し上げます。補正予算に関する説明書をお開きください。歳入からまいります。6、7ページをお開きください。14款国庫支出金2項1目2節地域活性化補助金、2段目、地域創生テレワーク交付金1,750万円でございます。新型コロナウイルスの収束が見えない中、国の交付金制度である地方創生テレワーク交付金につきまして、令和3年4月21日付で交付決定がございましたので計上するものでございます。歳出7款にありますサテライトオフィス開設支援事業の財源となっております。次に15款県支出金2項4目1節農業費補助金、2段目、水利施設等保全高度化事業補助金300万円でございます。土地改良区における農業用排水施設等における機能保全計画の策定や施設等の対策工事に対します長崎県農業水利施設ストックマネジメント事業の補助金につきまして、県より事業主体である改良区へ交付されていたものが、令和3年度より市町経由での交付へとルートが変更になったことに伴いまして予算額の計上となっております。県の実施要綱の改正が令和3年3月12日、通知を3月19日に付けたことによりまして、本補正での計上となっております。

次に歳出でございます。14、15ページをお開きください。中ほどでございます。5款労働費1項3目労働諸費18節負担金、補助及び交付金、高年齢者就業機会確保事業補助金51万8,000円は、公益社団法人長与・時津シルバー人材センターの規則の一部改正に伴うものでございます。次に6款農林水産業費1項3目農業振興費12節委託料、基盤整備事業業務委託料217万6,000円でございます。現在、県や地元地権者、耕作者、関係機関などと協議を重ねております仮称でございますが、岡郷基盤整備事業の計画に伴いまして、国への申請時や換地業務に必要な土地の権利関係、従前地図面などの資料の作成、資料の整理等につきまして委託を行うものでございます。

続きまして、18、19ページをお開きください。同じく6款1項3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金、水利施設等保全高度化事業補助金300万円につきましては、先程歳入で御説明を差し上げました土地改良区における農業用排水施設等につきまして、機能保全計画の策定や施設等の対象工事に対します長崎県農業水利施設ストックマネジメント事業の補助金といたしまして、令和3年度より市町経由となった変更に伴う予算計上となっております。令和3年度の交付対象改良区が木場地区土地改良区1号ファームポンド（貯水タンク）。こちらにつきまして機能保全、長寿命化の策定を行う予定でございます。続きまして、7款商工費1項1目商工振興費18節負担金、補助及び交付金、長与町サテライトオフィス開設支援事業補助金3,500万円でございます。お手元に配布しておりますA4の右上に令和3年6月4日産業文教常任委員会と書かれた長与町サテライトオフィス等開設支援事業費補助金公募要領（案）に基づきまして御説明を差し上げます。そちらを御覧ください。こちらの補助金につきましては、歳入の14款で御説明を申し上げました国からの地方創生テレワーク交付金を使った補助金となりますが、目的といたしましては新型コロナウイルス感染症に関する対策のため、町内において新たにサテライトオフィス等を開設する企業に対しまして、整備費や改修費を補助するものになっております。コロナ禍における新しい働き方でありますテレワークの推進を図るものになっております。また、サテライトオフィス等を利用された方につきましての移住、定住、あとは企業の町内進出にも繋がればということで目的としております。補助の概要、主な点を説明いたしますと、補助概要等と書いてあるところとなりますが、補助事業対象地域といたしましては長与町内となっております。サテライトオフィス等を開設する場所になります。補助対象者は企業等法人ということになっております。募集期間といたしましては、今補正予算成立後から約1か月を予定しております。今回お示しをさせていただいております公募要領案、それから補助要綱等を今、作成中でございますが、こちらの方が整い次第、ホームページ等を利用し公募を行う予定としております。補助の対象となる企業について及び補助対象経費につきましては、補助対象と書いてある欄に（1）から（11）までお示しをさせていただいております。主なものといたしましては、（3）におきましてWi-Fiなどのネット環境の整備、（6）につきましては工事費等、補助の対象になる経費について掲載をしております。また、（10）におきましてはサテライトオフィスを開設後2年以内に町内に住民票のある方を1人以上正規雇用することを条件とさせていただいております。町内での雇用促進にも繋がるような内容を盛り込んでおります。（1）から（11）全てを満たす場合に補助の対象としております。補助率が全体の事業費の2分の1以内、補助の上限額を施設整備運営に係る経費3,000万円とソフト経費、こちらがイベント等の開催になりますが、ソフト経費といたしまして500万円を計上させていただいております。また、補助金の2分の1が歳入の14款で御説明いたしました地方創生テレワーク交付金が入ってくることとなります。そのほか7款1項1目商工振興費及び2目観光費の財源内訳

につきまして、地方創生推進交付金の予算計上に伴う財源組み替えを行っております。  
以上が産業振興課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして土木管理課所管についての説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

おはようございます。それでは議案第37号令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）の土木管理課所管分につきまして御説明いたします。予算書の5ページをお開きください。第3表、地方債補正の道路橋りょう事業は土木管理課所管分となります。国庫補助事業の内示に伴い起債の限度額を変更するものとなっております。

続きまして、長与町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の歳入の分を御説明いたします。6、7ページをお開きください。上段の14款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金は3,025万円の増額計上でございます。こちらは国庫補助事業の内示に伴い計上しております。後程、歳出に出てきます定林橋側道橋の工事費の対応分となります。内訳は、通学路要対策箇所を整備による安全な通学路の確保補助金として事業費の55%を計上しております。次ページをお開きください。21款1項1目土木債1節道路橋りょう事業債は2,220万円の増額計上でございます。定林橋側道橋の工事に対応する起債となります。

続きまして歳出の部です。16、17ページをお開きください。中段の8款2項2目道路維持費14節工事請負費は6,200万円の増額計上でございます。内容といたしましては、定林橋側道橋設置工事（上部工）分でございます。8款2項3目道路新設改良費16節公有財産購入費は50万円の計上でございます。高田川河川改修工事に伴い整備する兼用道路において、一部用地買収が必要なことから計上するものでございます。以上が土木管理課所管分でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして都市計画課についての説明を求めます。

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

おはようございます。それでは議案第37号令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）の都市計画課所管分につきまして御説明申し上げます。予算書の4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。都市計画道路西高田線踏切拡幅事業といたしまして、都市計画道路西高田線整備事業区域内にございます高田踏切拡幅のJR施工分につきまして、令和4年度の限度額を定めるものでございます。こちらにつきまして、JR九州と高田踏切の拡幅に関する基本協定を締結する予定でございます。その協定期間が令和3年度から令和4年度の2か年にわたるため、令和4年度予算につきまして債務負担行為を行うものでございます。以上で都市計画課所管分の説明を終わります。

ます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。まずは産業振興課についての質疑を行いたいと思います。歳入の6、7ページの14款2項1目、15款2項4目、歳出についても同時に行います。14ページから5款1項3目、そして6款1項3目12節の委託料、17ページの7款1項1目18節負担金、補助及び交付金の説明がされております。

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

16、17ページの7款商工費1項1目の先程資料もいただいております長与町サテライトオフィス開設支援事業補助金についてお尋ねをいたします。これは国のテレワーク推進交付金の内示の決定と言いますか、そういったことによる公募ということはお聞きしておりますけれども、もちろん公募をしてみないと分からないかとは思いますが、実際に長与町にこういう企業がというような動きというか、そういう情報というのはあるのでしょうか。そこをお尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

こちらの補助金につきましては、議員がおっしゃるとおり公募をしてからということになりますが、情報といたしまして昨年度より2、3件ではございますけれども、企業の方が長与町内にテレワークの施設を造りたいというような御相談はあっております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

テレワーク推進交付金が内示決定されたということで、動きも何も無いというようなことではなかったのかなと思ったんですけども、是非これに該当する企業がたくさん応募していただいて、このような事業が少しずつ、なかなか長与町は企業の進出と言いますか、商工業もありますけれども、そういったところで増えていないところがありますので、是非公募がたくさん来れば良いなと思ったところと、あと3,500万円っていうことで、あくまでもこれは予算でございますので、幾つか公募があった場合は1社限定ということに当然なるのでしょうか、そこをお尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

国への申請の計画につきましては1社ということで申請をさせていただいております。ただ、予算上少ない予算で1社ができたということであれば、期限等も関係はあります

けれども国の方と協議を重ねていきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

6、7ページの国庫補助金の地方創生テレワーク交付金が1,750万円と書いてあって、歳出の財源内訳の国庫支出金が1,820万円ということで、この差は何ですか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

1,820万円の内訳といたしましては、地方創生テレワーク交付金の1,750万円と、その上の段に地方創生交付金というのがございますが、今回70万円、地方創生交付金の方からチャレンジショップの賃借料につきまして交付金がついておりますので、そちらの70万円の財源組み替えとなっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

サテライトオフィス等を開設かつ運営する企業と書いてあるんですが、そもそもサテライトオフィスってどういうものなんですか、教えていただけますか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

サテライトオフィスと言いますと、昨今コロナウイルス感染症拡大に伴いまして出てきたようなオフィスではございますが、その事業所の本社、支社の別にオフィスを構えまして、そちらでお仕事をされるテレワークのスペースを作ったり、事務所を小さく構えて、そちらの方でお仕事をされるとか、そういうオフィスの空間になっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

運営をする企業と言いますと、例えば1つ大きなものを作って、そこにいろんな企業に入ってもらえるようなことも可能なんではないですか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

こちらにつきましては運営をする企業に対する補助金でございますので、委員が言われるとおり、運営を行う企業が何箇所かの企業が入るようなスペースを設けた場合は、



そちらの方に入っていただいても大丈夫ということになります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そうであれば、直接テレワークで仕事をする会社じゃなくても、ちょっと言えば不動産業みたいな、Wi-Fi の設備とか、いろんな設備を充実させた部屋を造って貸し出すとか、そういう企業も対象になるんですよね。そういうことでいいんですか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

不動産業となるとちょっと意味合いが違うかと思いますが、御自分でお持ちの企業の建物をサテライトオフィスとして改装をされて、そちらに企業の方が来てもらって仕事をしていただくっていうのは可能になるかと思います。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

対象事業の11項目の中で、一番頭に1から11までを満たす場合に補助の対象となりますと書いてあって、10番に開設後2年以内に正規雇用者を1人以上雇用することになっているんですが、これは当然、補助の対象としたあとの話ですよ。確認ができないですよ。それでもやっぱりこの項目を入れとかないといけませんか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

補助の決定後の雇用ということになることは確かでございますが、誓約書の方で「雇用させます」ということを書いていただきまして、決定をするようになっております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

再度確認しますが、補助対象の全てということを書いてはいるわけですけど「共用型の」ということは、先程も出ていたけども何社か入って良いと、その親玉を募集するってことになるわけですか。例えば大きな企業が入ってきて、できない人のためにそれこそ分社化みたいな感じ、A、B、C、Dのいろんな人たちが入って個人的にできる、そういう形の共用型になるわけ、だから1社しかできないということになるわけですか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

共用型でございますが、委員がおっしゃいます「親玉」という言い方が適切かはちょっと分からないんですけれども、1社の企業がサテライトオフィスを開設していただいて、そこに何社か入る。もしくはテレワークのスペースも設けていただきまして、テレワークに来てお仕事をできるスペースも作っていただくというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ということは、そこに入ってきたA、B、Cという企業的な、個人でも良いと思うんですけれども、その使用料等々の関係は、その中で取り決めていくということになるわけですか。また役場の方も関係あるのか、そこをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

今回の補助金につきましては開設もしくは整備の補助金になっておりまして、開設したあとの賃借料とか、そういうものについては町の方で関与するところではありません。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じ項目について、資料も今いただいたっていうのもあって、まだ全て確認していませんが、地方創生テレワーク交付金の交付対象事業の決定についてという今年3月30日付けの内閣府地方創生推進室の通知というか、資料からお伺いしたいんですが、これによると交付金の対象事業はサテライトオフィス等整備事業の自治体運営施設整備、または民間運営施設開設支援、既存施設拡充促進と進出支援事業の4つの事業のいずれか、またはその組み合わせからなる事業を地方公共団体が選択して計画となっていますが、長与町の場合は何を想定して申請をしたんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

地方創生テレワーク交付金、委員がおっしゃいますとおり4種類に分かれてございます。この中で今回申請を行いましたのは2番目に委員が申されましたサテライトオフィス等開設支援事業民間所有施設開設支援等、こちらの申請をさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この交付金の対象になるかという評価方法について幾つかありますが、そのうち企業

進出、滞在移住の実現可能性というのも評価対象になっているのと、もう一つ、地域経済等への波及効果等の視点、こういったものを評価して交付対象事業を決定とあるんですよね。長崎県ではこの春には島原と壱岐と長与と3つだけなので、応募が少なかったのか、評価がシビアなのか分かりませんが、少ない中で長与町が交付対象になっていますが、先程は2、3件、これまでも相談があったので公募があるのではないかというような話だったと思うんですが、そういう漠然としたものでこの計画が通ったんですか。何かもっと、ある程度この社が来るというような想定というのがあったのかなと思うんですが、そういうのは全く無くて本当に公募でということなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

計画書の方を出ささせていただきました、その中できめ細やかな計画書を提出させていただいた上での決定とはなっております。この中で企業が漠然とってというようなことではなくて、先程も申し上げましたとおり、昨年から3件ほど相談の方があっております。ただ、その相談があった企業が今回の公募に手を挙げていただくかどうかというのは定かではございませんが、そちらの企業が手を挙げていただければということで、長与町の単独での支援というのが難しいということもありましたことから、国の支援の申請に至っております。また、地域の関わりといたしましては、長与シーサイドマルシェや、またいろいろなイベント等がございます。そちらの方にもこのテレワークに来た企業の方にも関与ができないか、またはそのテレワークの施設の中でイベントとソフト事業500万円を組んでおりますので、そこの企業のテレワークの施設等で住民の皆様に向けてのITの勉強会だとか、そういうのができないかというようなことも盛り込んでございます。こちらの分につきましては、今後、企業が決定してから相談、計画等を出していただきますので、決定してからのことにはなるかと思っておりますけれども、きちんと企業が決まっているわけではないと申し上げておきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。そうすると当然、公募が重要になるわけですが、国からこれだけの金額を実際、公募があれば交付すると決定しているのですから、「公募が無くて使いませんでした」って言うのではやっぱり駄目だと思うんですよね。先程ホームページ等で周知ということでしたけれども、当然これは県外からの企業を誘致するわけですから、県外の企業が長与町のホームページを見ているかって言うと、そういう受動的な感じでは駄目だと思うんですよね。なので、もっと広く告知、県外の企業にしないといけないと思うんですが、その辺りはどう考えられているんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

委員がおっしゃられますとおり、長与町のホームページだけでは県外の事業所って言うのは難しいかと思えます。ただ、開設をいただく場所は長与町内ということになりますので、開設に至ってはホームページでも、とは思っております。ただ、県外の発信といたしまして1つ今考えているのが、長崎県のホームページで今回一緒に申請決定がありました所を含めてのホームページの開設、あとはチラシの掲載っていう計画が今後されるということでございますので、そちらの方にもテレワークに来ていただく方といたしましての掲載をするように計画をしております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

こういう交付金があることはそういう企業も知っていると思うので、その候補地として、そういう県とかのを見てくれるとは思いますが、先程いただいた資料の9番で業務を5年以上行うですとか、10番に町内から1人雇用するというのがありますが、事業費の2分の1が補助で、さらにその2分の1が国費なので、一般財源からも1,680万円という結構大きな金額を補助する予定の事業ですから、それだけ補助するメリットと言うか、一定の経済効果を想定していると思うんですよ。こういうオフィスが来て大体それなりにやってくれるだろうぐらいのことでは、この金額というのはちょっといけないと思うんですが、実際こういう企業が来たら法人税がどのぐらいとか、何かしら具体的な経済効果っていうのは、計算というか想定はしているんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

具体的な数字での経済効果というのは計算をさせていただいてないところではございますが、長与町としてテレワークもしくは企業誘致が今まで無かったものになります。これをきっかけに、ここに来ていただいた企業が呼び水ではないですけども、長与町でも企業が新しくできるんだとかPRをさせていただいて、今回のサテライトオフィスに来ていただいた企業が長与町で、小さな事務所でもいいですので開設をしていただければ、そちらの方から法人税等が出てきたりとか、あと雇用につきましても今回は1名とはなっておりますけれども、こちらの方でお仕事されている方につきましての住民税等も雇用の創出ということで出てくるのではないかと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。事業費の2分の1の補助ですから、もちろん全額とかではないので、

補助金だけを目当てにみたいな企業っていうのはないと思うんですが、金額は大きいので是非しっかり審査していただきたいのと、当然誘致が大事なので、長与町は企業の誘致がちょっと弱い印象があるので、是非、町長にもトップセールスのようなもの、今後、提案したりして是非成功させていただければと思いますが、答弁は結構です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

公募要項の一番上の補助の目的で、新型コロナウイルス感染症に関する対策のためということで、はっきりとコロナという名前が出ているわけですが、今後、コロナという問題が国を初め世界的に収束というか、コロナという問題がもう終わってしまった。そうした場合にこのオフィスは撤退するのか、そのままその地域の事業所として活性化に向かっていくのか、そこのところはどうなんでしょうか。それともう一つの支出が今回あるわけですが、今後もやっぱりそうやって一般財源からずっと出ていくのか、それ以上はないとなるのか、そこのところをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

公募要領の（９）にもございますとおり、サテライトオフィス等の業務を５年以上行うことも補助の対象とさせていただきます。５年だけではなくてそれ以上続けていただくよう、こちらの方としても努力、関わりを持っていこうとは思っているところでございます。また、支出につきましては、財政当局の方とも相談をしてということになります。まずはこの交付金を使っての第一歩ということを考えております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ということは、コロナの問題が終了したあとも良いと考えているということですか。（９）で５年以上行うということは書いているわけですが、だからコロナがまだ発生していれば５年以上しなきゃならないか分からないけども、収束してしまうとしますよね、５年以内でもですね。そういったときにどういう形でこの事業所がやっていくのか。はじめコロナというのが出ているもんだから、これが。ここ分かりますか。それと財源がまだはっきりしてないみたいですね、今のところは。今後の一般財源の支出については、まだはっきりしていないということを今言ったわけですか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

このサテライトオフィス等事業補助金を使って開設された事業所が、コロナが収束し

てからもそのまま続けて良いのかっていう御質問かと思えますけれども、今回開設された事業所につきましてコロナが収束したので撤退していただきたいというようなものではございませんので、そのまま続けていただいても大丈夫ということになっております。あと支出でございますが、この補助金につきましては今回1回限りになっておりますが、これ以外の企業誘致もしくは同じような補助金が国からあった場合の支出につきましては、また別に財政当局と相談をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

この事業というのは、私のイメージなんですけども今後はコロナが収束してもテレワークというのが主体になるということで、全国的にもテレワークを推奨するという企業がたくさんあるかと思うんですけども、あるテレビで見たときに、そのテレワークをする所が例えば温泉街に、ホテルでしたりとか、そういう取り組みもされているんですよ。本町にこれを今、誘致するというのであれば、こういうサテライトオフィス等の事業というのは、よその市町もやられて結構競争も激しくなるんじゃないかと思うんですけど、私が心配しているのは、要は企業側が本町において仕事をする魅力みたいなものがあるかどうかというのをちょっと心配するところなんですけども、そういう発信みたいなやつはされるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

サテライトオフィス等開設支援事業の補助金の公募を行う際に対し、長与町のPRにつきましては現在のところ考えてはおりませんでした。今回委員から御提案がございましたので、ホームページ等に長与町の魅力と言いますか、そういうのも申請するところにリンクできるような形とかを検討研究させていただきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

分かりました。それからいくと補助対象ですね、これは見る限り結構上から目線っていうか、2年以内に住民の正規雇用者1人以上雇用するとか結構制約が、本町にしたらこういうあれは必要かと思うんですけども、そこら辺もよく考えていただければと思います。よろしくお願いします。もう回答はいいです。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出14、15ページの5款1項3目18節高年齢者就業機会確保事業補助金ですが、

先程シルバー人材センターの規則の改定によってということでしたけれども、もう少し具体的にどう変わったか、その御説明をいただければと思います

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

高年齢者就業機会確保事業費補助金51万8,000円の増額の分になりますが、公益社団法人長与・時津シルバー人材センターの職員の就業規則の一部改正が3月末時点で行われております。こちらにつきまして補助金の増額申し出がございましたので今回、補正とはなりますけれども、増額分を上げさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

その就業規則の改定の中身を知りたいんですけど、なぜこの金額がプラスになるのか。

○委員長（河野龍二委員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

産業振興課の審査については、もう少し時間が必要という判断から、次に土木管理課についての審査を行います。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

16、17ページの8款土木費2項2目道路維持費、定林橋ってということですけども、これはいつが完成になっていたんですか、資料を見れば分かるんですけども、再度ここで、こういう費用を出して、いつが完成になっているか。再度お願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

この定林橋におきましては、今回補正予算をとっていただきまして、今年度末の完成に向けて努力をしているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

6,200万円の工事費ですけども、いつ頃発注を予定されているのか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

定林橋の工事に関しまして、流れる的なものを説明させていただきたいと思います。今現在、上流から下流を見て右岸側の下部工、町道側になりますが、そちらを発注をかけております。まだ現在、工事が全く入れていないという状況になっているんですが、こちらにつきましては、くいを打つこととなっていますので、そのくいの製作に今時間がかかっております。その関係上、右岸側の工事につきましては、くいの製作を行っている段階です。左岸側、県道側につきましては、7月契約に向けて、今、設計等を準備しております。それが左岸側の下部工の工事となります。続きまして上部、今回補正予算をとっていただくものですが、こちらにつきましては8月の契約に向けて、今、準備しているところなんです、金額が5,000万円を超える可能性もありますので、9月議会もしくは臨時会において本契約に向けて、今、進めている状況にあります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

早ければ9月議会ということですけども、先程出た下部工ですけども去年2月に取りあえず3月までの工期で発注して、何も触ってもないですよ、現地。それでそのまま来年2月ぐらいまで繰り越しているでしょ。で、上部工を9月に今度発注するということで、下部工、工場製作とかもあるんですかね、上部工も。それで下部工の終わりが2月ぐらいじゃなかったですかね、変更して。私、一般質問をさせていただいた分のコピーを取っていたんですけど、5月にコピーを取った分にはまだその変更分が記載されていなくて、今、見たら記載はされているんですけども、確か2月ぐらいに下部工が完成するってことですよ。先程、同僚委員の質問では3月を目途に上部工を乗せた完成を目指しているということで、出来るんですか。出来ないことは最初から出来ないとかんば。この事業はそもそも2年で仕上げますという執行部の説明から始まっていますからね。もう4年ですから、私はもう信用ならんわけですよ、この件については。だから慎重に、慎重に聞かしてもらっているんですけど、大丈夫ですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

委員御指摘のとおり、下部工自体、右岸側の工事は2月までの工期としております。この分につきましては、今から出水期になりますので9月末までは私たちもくいを打つことが、着工できないものと考えていますので、10月からかかりまして2月ぐらいまで、もっと早く完成は目指しているところでございます。上部工に関しましては9月議会、本契約後、工場製作になります。この工場製作にどれだけの時間が要するのかというのが、正直どれくらいかかるかがちょっと不透明なところがまだありますので、3月



末を目途に頑張っているところではあるんですが、どうしても工場製作の期間で遅れてしまう可能性は無いとは言えないものですから、今現在、私たちが言えるのは3月末を目途に努力をしていると答えさせていただきました。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

設計の契約は去年の3月で上がっていますよね。委託は全部上がっているんでしょう。ということは、それを元に早く、9月って言わなくても出来次第発注すればどうですか、臨時会でもなんでもしていいじゃないですか。そういう気持ちはないんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

9月議会もしくは臨時会、どれだけ早くできるのか、今から入札に関しましても準備等は相当期間かかりますので、できるだけ早く入札等をかけたいと考えております。臨時会をする際には皆様の御協力のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

もう既に2年遅れておりますので、是非早めに完成できるように頑張ってくださいと。もう答弁要りませんので。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

浦川委員が言ったあれなんですけども、要はもう一つ横に歩道を造るということで進めているということですよ。それが変わってじゃなくて、それで進めているかどうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

今現在、設計が出来上がっております。その中で現在の定林橋の横に有効幅員2メートルの歩道を設置するような格好で進めております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

16、17ページの8款2項3目、金額としては50万円ですけれども、場所がどこなのか、これによって高田川河川工事がどういう状況に変化していくのか、早くなるのか、あまり変わらないのか、場所によってはぐっと進むんじゃないかと思えますけれども。

それと高田川河川の最終完了予定がもし分かっていたら、その2点をお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

まず、高田川ですけれども、これは県事業となっております。県事業で進めているわけですが、来年度ぐらいの完成と聞いております。ただ、私たちが今お願いしている用地購入費に関しましては河川の隣に兼用道路を町として造る予定としております。その道路の用地費になるものですので、河川工事とはまた違うものとなっております。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして、都市計画課についての審査を行いたいと思います。

質疑はありませんか。議案書の第2表、債務負担行為補正が上がっております。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程、債務負担行為で3年、4年で施工をするということで、これはJRの受託工事  
で発注をされると思うんですけども、いつ頃発注をされるのか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

こちらにつきましては、委員おっしゃるとおりJRの受託でございます。今年度当初から協議をしてくる中で、現在、踏切前後の拡幅工事の仮設的な拡幅工事の発注をいたしまして、そちらの業者が今、決まったばかりでございます。こちらにつきまして今年度10月ぐらいを目途に改良をしていく予定でございまして、その完了の時期と合わせましてJRに乗り込んでいただくような形で、前もって協定を締結したいということで準備をしているところです。先程、一部説明不足の部分がありましたので補足をさせていただきたいと思いますが、JRと当初、単年度での協定をする予定で協議を進めておりましたが、どうしても進め出したら止められない、踏切の拡幅工事自体がそういう性質がございますので、精密に工程調整とか事業費の算出とか、その辺の洗い出しをJRと詳細に見直した部分がございます、その中でどうしても令和3年10月ぐらいから工事に掛かって4年度末までかかりますっていう回答がございまして、今回この補正予算、議決をいただいた暁には基本協定の締結に向けての準備に入りたいと思っております。準備が済み次第、また改めて臨時会で議会の議決をいただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

あんまり丁寧に難しく言ってもらったので、よく分からなかったんですけど、要は今年、2年分まとめてJRと協定を結ぶってことですね。それでその頭がいつで、協

定の最後がいつぐらいになるかっていうことだけ言っていただいでよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

現場の乗り込み自体を10月で、協定自体は7月の頭ぐらいに準備ができたところで仮協定という形をとりますので、それで臨時会をお願いするような形になるんですが、そこで本協定と協定日を決めたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

協定と申しますか、この債務負担に係る分の契約、契約書になるんですか、その分の債務負担で聞いとるわけですから、債務負担の期間、頭と終わりを教えていただければ。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

始まりの部分につきましては、7月予定の臨時会を開いていただいで、議決いただいでからが始まりでございます、4年度の年度末までと考えています。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

それでは土木管理課と都市計画課についての審査は終了したいと思います。

場内の時計で11時まで休憩いたします。

（休憩 10時43分～10時57分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

引き続き産業振興課の審査を行います。14、15ページの5款1項3目18節高年齢者就業機会確保事業費補助金のところで、八木委員からシルバー人材センターの規則改定の詳しい中身をという質疑が行われて、その後、休憩で少しやり取りをしたんですけども、もう少しこの内容を詳しく説明していただきたいと思ひます。

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

高年齢者就業機会確保事業費補助金51万8,000円の補正につきましては、公益社団法人長与・時津シルバー人材センターの就業規則の改定によるものでございまして、事務局長の給料の額が増額になったことに伴うものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

今の件で質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

その改定の理由等はもう少しありますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

令和3年4月から事務局長の交代がございました。長与町から再任用になる方をシルバー人材センターの方で事務局長をされるというところで、月給料の金額の方を上げるというところになっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

その具体的な金額をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

今回の改正後の給与の金額になりますが、20万4,160円となっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうするとこれまでの金額よりも約3万円、結構一気に大きく上がったように感じるんですが、こういうのをシルバー人材センターが一方的にと言いますか、「今度からこういうふうに変わりますので出してください」と言ったら、幾らでもと言うと変ですけど、変わってしまう、そして出すことになるっていうようにも感じるんですが、算出の根拠であったり、何か上限であったり、規定なり、何かそういうのはあるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

委員がおっしゃいますとおり、シルバー人材センターから上げてくれと言われて、どこまでもつり上がっていくというものではございません。もちろんこちらの方につきましては、長与町の再任用の給与の規定に伴いまして、月額をほかの再任用の職員と同じ給与程度に上げるというような決まりの方でさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、今の事務局長の方は今年度4月からその仕事に就かれているということだと思んですが、そうすると今回補正で上がった金額がまだ承認前にも関わらず執行

されているというふうにも捉えられるんですが、その辺りはどうお考えなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

こちらにつきましては、シルバー人材センターの理事会で承認を得た規則の改正になっておりますので、金額、給料の支給につきましてはシルバー人材センターの規則を基に支給をされております。こちらの補助金51万8,000円の支給につきましては、今回のこの補正が成立したあとの補助金の交付申請となってくるところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

私も質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先程の休憩中の中で説明があったんで、答えられるところで答えていただきたいと思うんですけども、先程、今回事務局になった方が再任用制度の中での給料規定でほかの再任用の方と合わせるために給料が上がったという説明がなされました。そういう意味では採用する方によって給料の規定が変わる。例えば再任用、先程の説明ですと年金を貰う前の年齢だとこの金額になると、年金を受給されると当初の変更前の給与規程になると、そういうふうになる。途中でその方が年金をいただくようになると、また給料が下がると、またそこは規則の改定が行われるという形で捉えてよろしいんでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

今回の改定につきましては、委員がおっしゃいますとおり年金を貰われていた方、年金を貰われる前ということで給料の差があるというところがございますが、今後、シルバー人材センターと、また同時に時津町とも話をしまして、こちらの給与の額がころころ変わらないような形で、行政職の何級にしますとか、そういうところで改定の基準はきちんと設けていくように協議をしてみたいと思っております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

今後という形ですと、今は確定していないわけですね。たまたま今回、事務局長に就任された方がそういう状態であったということで、ほかの再任用の方と同じでない不平等じゃないかというところで、今回はこういう形になったと理解をするんですけども、職責じゃなくて年齢に応じ給料が変わるといってもやっぱりおかしい話で、今回が異例

という形なのかなと思うんですけども、またその異例がスムーズにと言いますか、単純に進められて良いものなのかなというのはちょっと疑問に感じるんですけど、その辺は  
どういふ協議をされてお互い納得したのか、説明できればお願いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

事務局長が変更になる話が3月の後半辺りに届きました。それから急遽、事務局長を  
長与町の再任用の職員の方でお願いしたいというところがございまして、補助金  
の関係もございましたので、何度か時津町役場に足を運んだり、あとはシルバー人材セ  
ンターで協議を行ったりとかいたしまして、月額については現在の再任用の職員と同じ  
程度の給与の金額にする方が良いだろうという同意の下、この金額になっております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

最後にしたいと思うんですけども、これも休憩中に説明があったんで答えられるかど  
うかちょっと分からないんですけども、時津町との先程の按分の問題で、これが恐らく  
今の説明を聞くと長与町の再任用職員ではないかという判断があるのかなと、だから按  
分の方がなかなか応じられないという形で出ているんじゃないかなと。大体シルバーの  
事務局長というのが再任用の枠ではなかったというところが、非常にずれがきているん  
じゃないかなというふうに思うんですね。当然シルバー人材センターは時津町、長与  
町で構成をしていますし、そこに契約と言いますか、規則もちゃんとあるわけですから、  
私は時津町の当然の支出というのは求めなければならないと思います。そのいわゆる  
契約と言っていいのかどうか分からないんですけど、時津はそこを反故にしているわけ  
ですからね。そこはやっぱり約束の中での負担というのは応じなければならないと思う  
ので、今後どのように対応をされていくのか、来年からじゃなくて今年度中に時津町の  
当然の支出を求めるべきではないかなと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

令和3年度分、あと今、委員がおっしゃられた令和4年度以降の分につきまして、今  
度の当初予算が始まる10月までには、時津、長与町、あとシルバー人材センターも含  
めて協議を進めていくような計画になっております。こちらの方で令和3年度の分も含  
めたところで協議を持って、時津町にも理解を求めていきたいと考えております。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

では、これで産業振興課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

**○委員長（河野龍二委員）**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

引き続き長与町一般会計補正予算（第1号）の産業文教常任委員会の所管に関わる審査を行いたいと思います。ただいまより教育委員会所管の質疑を行います。

提案理由の説明を求めます。

森本課長。

**○教育総務課長（森本陽子君）**

皆様お疲れさまです。よろしくお願いいたします。教育総務課、学校教育課所管分の補正予算について説明させていただきます。

長与町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の6、7ページをお開きください。歳入です。15款県支出金3項委託金7目教育費委託金2節中学校費委託金です。キャリア教育充実事業委託金は、県教育委員会の委託事業に係る研究地域及び指定校について支給されるものです。17ページの10款3項2目中学校教育振興費7節報償費の講師謝礼、8節旅費、10節需用費に全額充当します。同じく15款県支出金3項委託金7目教育費委託金2節中学校費委託金です。地域部活動推進事業委託金は、県の休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究に対する委託金です。16、17ページの10款3項2目中学校教育振興費7節報償費の地域運動部活動推進委員会委員謝礼、18、19ページの12節委託料、地域運動部活動事業委託料に全額充当します。

歳出です。16、17ページをお開きください。10款教育費2項小学校費1目小学校管理費13節使用料及び賃借料のソフトウェア使用料です。GIGAスクールのタブレット端末用学習アプリです。10万5,000円の2教科、5校分と消費税です。10款教育費3項中学校費1目中学校管理費13節使用料及び賃借料のソフトウェア使用料です。小学校費と同じく、GIGAスクールのタブレット端末用学習アプリケーションです。10万5,000円の3教科、3校分と消費税です。10款教育費3項中学校費2目中学校教育振興費7節報償費の講師謝礼は、キャリア教育充実事業の講師5,000円掛ける12人分です。地域運動部活動推進委員会委員謝礼は8,000円掛ける4人掛ける2回分です。8節旅費費用弁償は、キャリア教育充実事業の講師の旅費です。10節需用費の消耗品費は、同じくキャリア教育充実事業に係る模造紙などの事務用品です。18、19ページをお開きください。12節委託料地域運動部活動事業委託料は、中学校の運動部の休日における指導及び運営委託料です。指導者謝金と事務局賃金になります。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

それではこれから質疑を行います。ページ数も少ないので、歳入歳出併せて質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

19ページの地域運動部活委託料ですけれども、これ委託になっているんですが、どこかと契約されるんですか、それともどういう形式でこの支出までいくのか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

現在、長崎県から委託の話がきておりまして、土日あるいは休日の部活動の地域への移行の実証事業となりますので、長与スポーツクラブへ移管をして有効性を実証していくということになります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そういう団体があって、町と委託をするっていうことで理解してよろしいんですか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

町が委託するという形になりますので、教育委員会であるとか、該当中学校等を含めまして地域への委託ということになります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この節の区分が委託料になっているものですから、どこかに委託の契約なんかされるのかなと思って、それでどういう支出にいくのか、委託の相手方が誰なのかというのを、町の契約、発注元になるというのは分かるんですけども、町が誰に委託をされるのか、そういう団体があるのかなと、そういう疑問を持って質問をしているんですが。

○委員長（河野龍二委員）

山本次長。

○教育次長（山本昭彦君）

長与町の団体に、NPO法人で総合型SC長与スポーツクラブというのがございます。そちらに委託をして、この事業の方を進めていきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）



同じところなんですけども、この地域運動部活事業ですけども、単純に言ったら土日の部活に指導者ですか、その人を充てているというような内容なんですか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

地域への部活動の段階的な移行というのが文部科学省から示されておりまして、その中で地域のスポーツ団体等へ移行していくということが示されておりますので、土日、いわゆる週休日や休日に地域で部活動の指導を担っていただく、こういう形になります。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

要はさっき言ったように顧問じゃなくて、地域での指導者の方が指導をするということですよね。そういった中でこの部活なんですけども、例えば、強い所とあまり強くない所、そういうところでの指導者なんですけども、例えば、強い所に強化をするとか、弱い所はあまりしないとか、そういう不平等さはないんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

今、考えております形と言いますが、町内の中学校の同じ部活動に入っている生徒を一堂に会しまして、指導者が同じように指導をする形を考えております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

それは競技に関係なくっていう意味なんですか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

各競技ごとに集まって学ぶという形を考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じところなんですけども、昨日の議場での質疑の中で、もう既に試行、試験的に行っているというような話もあったかと思うんですが、具体的にこれは何部で行っているのか。これからは、例えば運動部って各種あると思うんですが、全種目にするのか、取りあえず現状というか、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

昨年度2か月程度ではありますが、卓球部において試行しているところです。今後、賛同をいただけるようであれば、文科省の目的としましては全ての部活動において地域への移行ということが示されておりますので、各学校あるいは保護者、地域の下承の下、進めていければと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今回のものは県からの委託事業ということですが、まだ試験段階のような感じだと思うんですが、文科省が言うように土日、祝日の部活動が民間と言うか地域に移行すると、もしなった場合に、その費用負担とかはどどこが持つとか、そういったところまで話はあるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

先程から文部科学省の話をさせていただいておりますが、令和2年9月11日に学校における働き方改革推進本部の資料として提示されたものによりますと、地域部活動の費用負担については、生徒の活動機会の保障や受益者負担の観点から保護者が負担することや地方自治体が減免措置等を講ずることが適切であると考えられると示されております。本町としましても、この方向が進むのであれば今のような形にと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

16、17ページの10款教育費の2項小学校費、3項中学校費ともにソフトウェアの使用料についてお尋ねをしたいと思います。GIGAスクール構想が本年度、昨年準備期間を経ていよいよ始動したと思うんですけれども、このタブレット端末の10万5,000円掛ける2教科、中学校が3教科ということで示されておりますが、このソフトウェアの使用料、当然発生することとは思いますが、今後また、随時途中で発生するものなのか。通常で予算化、例えば当初予算が始まったばかりですから、なかなか答えにくいところもあろうかと思いますが、今、この提案をされた以外で、どんどん進めていく上で、またこういった使用料が発生するものなののでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

今回のものに関しましては試験的な導入ということで、補正で上げさせていただいて

おります。今後については、今回いただきました試験的な運用を経まして、有効性が確認されましたならば受益者負担等も踏まえて考えていきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

実際にそのタブレットを運用してというのを見ているわけではありませんので、実際に子どもが小学校、中学校にいれば、自宅に持ち帰ったり、どういうものがインストールされているとか、どのような教育をされているというのが分かりやすいのかなとは思いますが、今回試験的に導入してみて、そののち受益者負担も含め考えていくということでもよろしいのでしょうか。ほかのものについてはもうスタートしておりますから、例えばドリル的な要素とか、タブレットの中には子どもたちが使うように最初基本的なものを整えられていて、これはプラス試験的にという考えでもよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

委員御指摘のとおりグループウェアとか、基本的なアプリケーションは既に入っております。それに加えて今回、学習者の履歴であったり、個別最適化した学びを実現するための手立てとして、学習アプリケーションの導入を計上させていただいたところです。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

今回利用する教科の分のアプリケーションの大まかな概要と言いますか、例えば小学校でしたら2教科分、中学校でしたら3教科分と説明があったと思うんですが、簡単で結構でございますので、どのようなものなのか御説明いただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○教育委員会理事（田中真君）

まず、税金で実施しますので全ての児童生徒が享受できるものということで、小学校は低学年が国語と算数しかありませんので2教科、中学校においては5教科ありますので実態に応じて選択したいと考えております。内容としましては、先程御指摘いただきましたドリル学習をメインとしながら、子どもたちの定着度に合わせてフォローであったり、チャレンジであったり、そうしたことができるようなアプリケーションの導入を想定しております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

16、17ページの中学校の教育振興の中で報償費7の地域運動部活動推進委員会委員として、先程4名の2回という話を聞いたんですけども、委員が今、全体で4名なのか、たまたま4名がここに参加するのか、その人数ですね。それと18、19ページの地域運動部活委託料で、その推進員がその仕事をするんじゃないかと思うんですけど、4名でやるのか、あるいは地域によってはそれぞれ部活の監督というか、コーチがおりますけれども、そういう人たちが入ってくるのか。もし入ってきたときに今までの自分の指導の仕方とひょっとしたら違うあれも出てくると思うんですけども、そういう点の解決策というか、その3点よろしくお願いします。

**○委員長（河野龍二委員）**

田中理事。

**○教育委員会理事（田中真君）**

1点目に関してですが、各中学校、教育委員会、それと、こののち述べます団体等で考えておりますが、報償費が発生するものとしては現在、NPO法人長与スポーツクラブ会長、長与町PTA連合会会長、長与町スポーツ振興審議会会長、長与町スポーツ協会会長を考えておりますので4名を計上させていただいております。実際の活動としましては、それぞれ賛同をいただいた部活動について場所を選定して実施していく形になります。3点目に関わってきますが、その中でそれぞれの指導者の考え方等もありますが、そこは長与スポーツクラブに委託いたしますので、その中で調整を図っていただいて子どもたちのより良い成長のために指導いただくということを考えております。

**○委員長（河野龍二委員）**

それでは教育委員会所管の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

**○委員長（河野龍二委員）**

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き、議案第34号の審査を行います。ただいまより農業委員会所管についての審査を行います。提案理由の説明を求めます。

福本事務局長。

**○農業委員会事務局長（福本美也子君）**

皆様こんにちは。それでは令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）につきまして、農業委員会所管分の説明を申し上げます。今回の農業委員会の所管の補正予算は、国の交付金を活用し、農業委員及び農地利用最適化推進員の報酬について上乘せ支給をするための歳入歳出の補正予算を計上いたしております。それでは説明書に沿って説明を申し上げます。歳入の6、7ページをお願いいたします。15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、1行目の農地利用最適化交付金168万円が農業委員会の所管でございます。そして、この額と同額を歳出で計上させ

ていただいております。歳出の14、15ページをお願いいたします。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費1節報酬農業委員会委員報酬100万8千円と農地利用最適化推進員報酬67万2,000円、この合計168万円でございます。農地利用最適化交付金とは、農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するために国が創設した交付金でございます、平成28年度より開始されております。内容といたしましては、農業委員や推進員がそれぞれ日々の活動の中で行う担い手への農地の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化に係る活動について行った場合に、その実績及び成果に応じて交付金が交付されるというものでございます。その交付金を財源といたしまして、農業委員及び推進員の報酬にその実績に応じた加算分を加算して支給するという制度でございます。なお、この交付金の活用に当たりまして、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を今回の議会において上程させていただいております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。歳入歳出同時に質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

14、15ページの農業委員会費の報酬のところ、実績に応じてということであったんですけども、長与においてこれに該当するものがあつたのか、全然なかつたのか、たまたま国の補助でこれだけ計上するのか、その内容についてお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

福本事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

今回計上させていただいております報酬2件ですけれども、今回計上させていただいた趣旨としましては、平成28年度の農地法の改正のときに農地利用の最適化の推進に関する業務が新たに追加されております。この追加された業務に基づく加算について報酬を支給するという内容で、その分を国が交付金として見ますという制度になっております。農地利用の最適化に関する活動と事務と言いますのは、先程申し上げたように担い手への農地の集積、集約化、それから遊休農地の発生防止、解消、そして新規参入の促進、こういった地域において個々に、農業委員、推進員の活動に対して報酬を加算するというものでございます。ですので、これまでも各委員、地域においてそういった業務をやっていただいております、今回は、今後さらに活動を推進するために国で確立された制度がございますので、こちらの方を活用させていただいて、頑張って活動いただいた分について加算をさせていただくという補正をさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

財源を見ますと全てが県から来るということで、さほど町は心配しないでもいいのかなと思うんです。逆に私はいろんな活動、結構頑張っておられますので、これぐらいの枠で足りるのかなと逆に心配するぐらいで、仮にどんどん活動されて不足した場合に、改めて県等にそういう申し入れができるのかどうか、そこら辺をお聞きしたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

福本事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

今回計上させていただいております額と言いますのが、国の方で補助金の実施要綱というのがございまして、それに基づいた額を上げさせていただいております。その要綱の中で活動に対しての上限額が決まっております、今回予算で計上させていただいているのはMAX額、活動に関しての上限額を計上させていただいております。ですので、活動につきましてはこの範囲内での交付と。それに対して報酬を各個人に配分をして支給するという形です。交付金の種類の中に活動に関するものと、もう一つ成果に対しての交付というのもございます。今回は、まずは活動をしていただいて、それに伴ってもし成果が出た場合は改めて補正予算等で対応をさせていただきたいと考えておまして、国に対しての交付の請求と申しますのが、実績に基づいての請求になりますので、そういったところで国に対しては対応をしていただけるのかなと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

昨日これに関する条例の質疑で内容もある程度伺いましたが、県の交付金ということですので、いわゆる活動実績とかも県が判定するんでしょうか。町の方で、こういう活動をしたのでこれだけ支給しましたみたいなことで交付されるのか、これぐらい活動しましたと県に報告したら県の方が判定して交付するのか、それをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

福本事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

この交付金につきましては財源、元々は国の交付金でございます。それが県にまず交付をされて、市町村には県から交付がされるという流れになっております。活動実績の判定の仕方ですけれども、国の方で判定されるという形になります。申請の仕方でございますけれども、この交付金の趣旨が委員が地域で個別にそれぞれ活動を行っていた分に対しての交付になりますので、まずは農業委員、推進員から活動実績ということで活動記録簿というのを基に提出をしていただくところから始まります。それを委員会の事務局の方で集計いたしまして県に申請を上げるという形です。あとは活動の内容

によりまして交付金の単価というのも変わってまいりますので、そういったところも含めて内容、それから活動の実績の時間数ですとか、そういったところで申請を町から上げて、国に判定をしていただいて県から交付を受けるという流れになっております。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれで農業委員会の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

それでは議案第37号令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）の産業文教常任委員会の所管についての件を審査してまいりました。

以上で質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

いずれでも結構です。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号令和3年度長与町一般会計補正予算（第1号）産業文教常任委員会所管に関わる件を採決します。

本案は、付託を受けたとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は、付託を受けた所管内容について可決すべきものと決しました。

以上、これで補正予算の審査、採決を終わります。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

以上で本日の委員会は終了いたします。お疲れ様でした。

（閉会 11時56分）